

クランプ装置事件（特許権侵害差止等請求事件）	
事件の表示	平成30年（ワ）第4851号 判決日：令和2年5月28日 担当部：大阪地方裁判所第26民事部
判決	差止請求・破棄請求容認、3億4千万余の損害賠償
参照条文	特許法101条1号、2号
キーワード	間接侵害

1. 事案の概要

本件は、本件特許（特許第5700677号）を有する原告が、被告製品の製造、販売等は本件特許の侵害と見なされるとして、本件特許に基づき、被告製品の製造、販売等の差し止め、被告製品、半製品の破棄を求めるとともに、本件特許権侵害の不法行為に基づき、損害賠償および遅延損害の支払いを請求した事案である。主な争点は、間接侵害の成否、差止請求・破棄請求の成否、原告の損害額である。

2. 本件発明の要旨

請求項1に係る発明（本件発明1）は以下のとおりである。なお、無効審判が請求され、訂正請求が認められ、控訴、上告を経て、維持が確定している。なお、以下の発明は、訂正後のものを示す。

本件発明1は、「メーターイン」の場合であるのに対して、本件発明3は、「メーターアウト」の場合である。本件発明2、3は掲載を省略している。

【請求項1】

シリンダ穴が形成されたクランプ本体と、
前記シリンダ穴に内嵌され、前記クランプ本体に進退可能に設けられた出力ロッドと、
該出力ロッドの先端部に連結されワークにクランプ力を出力するクランプアームと、
前記出力ロッドを退入側に駆動するクランプ用の油圧シリンダとを備え、
前記クランプ本体は、その上部にフランジ部と、前記フランジ部から下方へ延びベースの収容穴に収容される部分とを有し、該フランジ部の外周部の下面には前記ベースの上面に当接する据付け面が形成され、
該据付け面には、油圧ポートが設けられ、
前記クランプ本体の内部には、前記油圧ポートから前記油圧シリンダを構成する前記シリンダ穴に至る油路が設けられ、
該油路は、前記油圧ポートに接続された第1油路と、該第1油路に接続されて前記出力ロッドの移動方向に直交する方向を指向して前記シリンダ穴に至る第2油路とを有し、

一端が前記フランジ部の外周面から突出し、他端が前記第1油路と第2油路との接続部に至る流量調整弁が、前記一端から前記他端に向かう方向が前記第2油路の前記指向方向と同じ向きになるように設けられ、

前記流量調整弁は、

前記第1油路と前記第2油路との接続部に形成された弁孔と、

前記クランプ本体に対して前記第2油路の前記指向方向に相対移動可能な弁体部および前記弁体部の基端に連なる前記弁体部よりも大径の軸部を有し、前記弁体部が前記弁孔に挿入された全閉状態から前記弁体部が前記弁孔から離間した全開状態に至るまで前記弁体部を移動させて前記弁体部と前記弁孔との間の隙間を調節可能な弁部材と、

前記油圧シリンダの油室側の小径部と、前記フランジ部の側面側の基部とを有し、前記小径部が前記フランジ部に形成された装着穴に内嵌状に螺合される弁ケースと、

前記弁部材の外周面と前記弁ケースの内周面との間をシールする第1シール部材と、

前記弁ケースと前記装着穴との間をシールする第2シール部材とを備え、

前記弁ケースの前記基部に、前記弁部材の前記軸部が前記出力ロッドの長手方向と交差する方向に内嵌状に螺合され、

前記基部および前記軸部は前記フランジ部の側面から外側に露出し、前記基部の基端にロックナットが装着され、

前記弁部材における前記軸部の基端側部分に、前記弁部材をクランプ本体に対して前記接近／離隔方向に相対移動させる為の操作部に相当し、工具を係合させて前記軸部を回転させることが可能な穴が形成され、

前記弁体部の外周部には、先端側ほど深さが深い、前記弁体部の軸方向に延びる溝部が形成され、

前記弁部材は、前記弁体部と前記弁孔との間の隙間をバイパスするバイパス流路と、前記シリンダ穴に油圧を供給するときには前記バイパス流路を閉止し、前記シリンダ穴から油圧を排出するときには前記バイパス流路を開放する逆止弁とを有し、

前記バイパス流路は、前記弁体部の内部に前記流量調整弁の前記一端から前記他端に向かう方向に延びる第1流路と、前記第1流路から外周側に延びる第2流路とを含み、

前記逆止弁は、前記第1流路上に形成された弁座と、前記第1流路内に移動可能に設けられた鋼球と、前記鋼球を前記弁座側に付勢する部材とを含み、

前記シリンダ穴から油圧を排出するときには、排出される前記油圧により前記鋼球が前記弁座と反対側に押圧されて前記バイパス流路が開放され、

前記第1シール部材に対して前記油圧シリンダの油室側において前記弁部材の外周面と前記弁ケースの内周面との間に第1隙間が形成され、前記弁ケースの前記油圧シリンダの油室側の先端と前記装着穴の内周面との間に第2隙間が形成され、前記第1油路、前記第2油路、および前記バイパス流路は前記第1隙間および前記第2隙間に連通し、前記第1油路は前記油圧ポートから前記装着穴に向かうにつれて前記油室側に近づく斜め方向に延在するとともに前記第

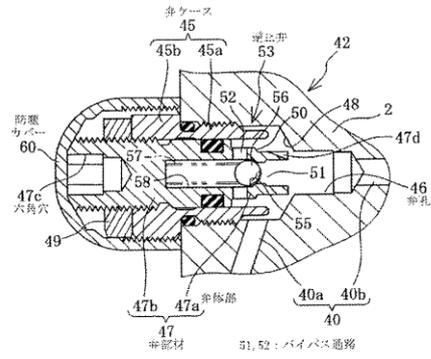
2 隙間に面するように前記装着穴の内周面に開口し、前記バイパス流路の前記第 1 流路と前記第 1 隙間と前記第 2 隙間とが前記指向方向に直交する同一面内に位置できるように配置される、クランプ装置。

本発明の目的は、作動油の流量を容易且つ確実に微調整可能に構成すること、流量調整のための構成を簡素化してその構成を含むクランプ本体をコンパクトにすること、作動油の流量を調整するために操作される部材の操作性を向上させること、等である。

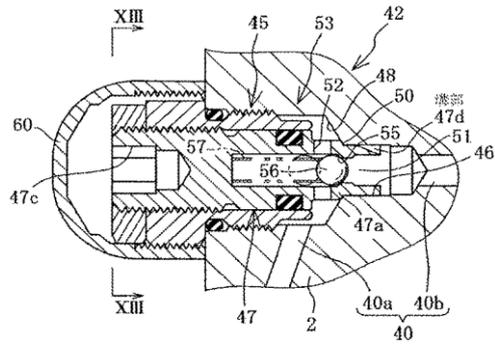
本発明によれば、クランプ本体に対して相対移動可能な弁部材を備え、弁体部と弁孔との隙間を調整することで流量を調整することができるため、油圧の流量を容易且つ確実に調整できる。

本件発明 1

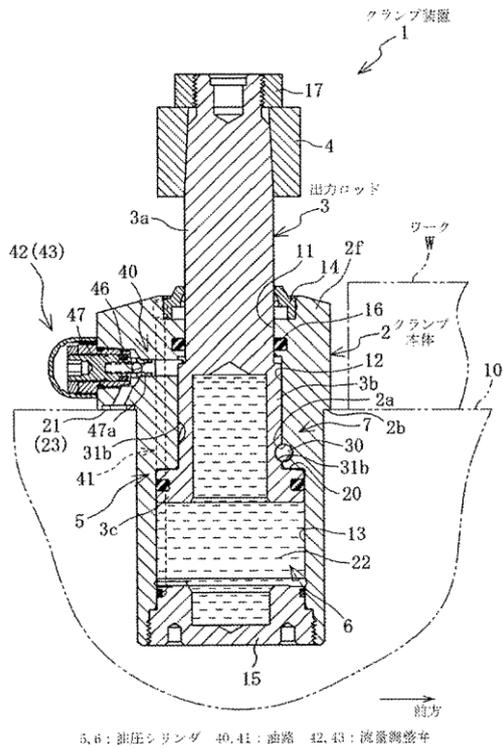
【図 6】



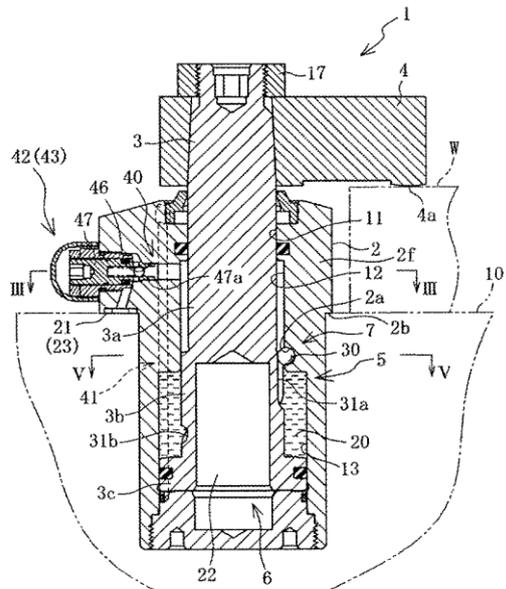
【図 7】



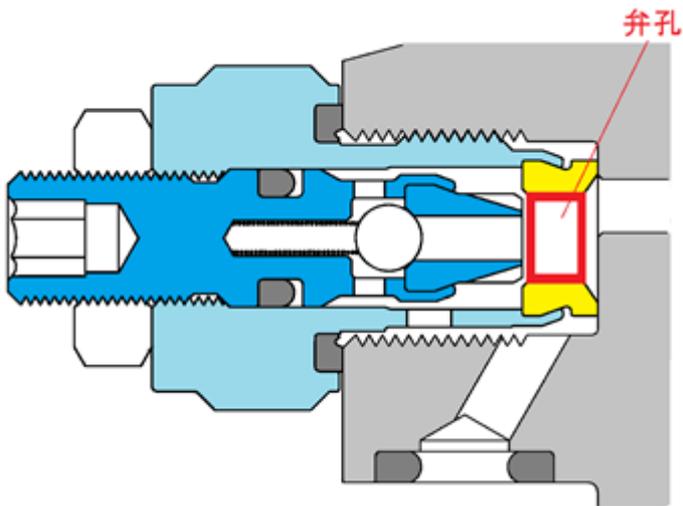
【図 1】



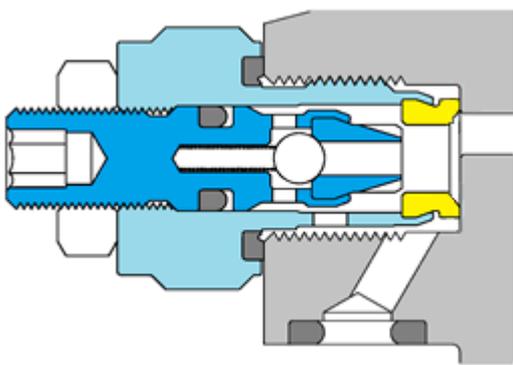
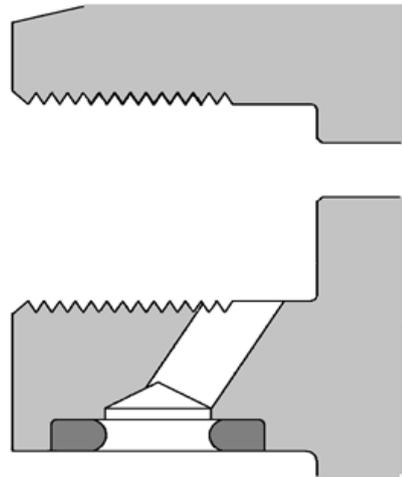
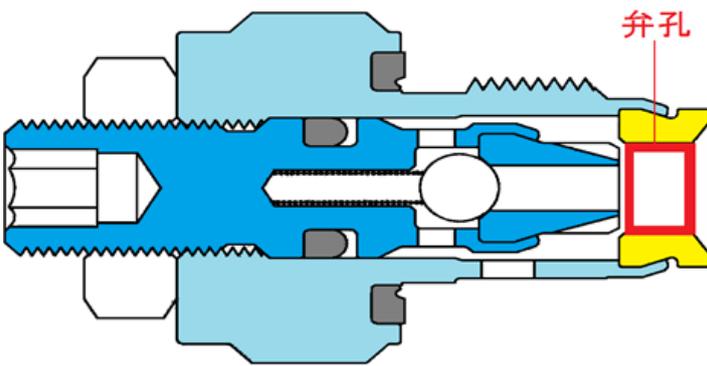
【図 2】



被告製品



【分離】



3. 被告製品群

被告製品群1～3は、スイングクランプに係る製品である。

被告製品群4～6は、リンククランプに係る製品である。

被告製品群7はメーターインの、被告製品群8はメーターアウトのスピードコントロールバルブである。

スイングクランプは、出力ロッドが退入側に駆動することによってワークをクランプし、進出側に駆動することによってワークをアンクランプするクランプ装置である。他方、リンククランプは、出力ロッドが進出側に駆動することによってワークをクランプし、退入側に進出側に駆動することによってワークをアンクランプするクランプ装置である。

4. 争点1（被告製品群1～3の製造販売等に係る間接侵害の成否）

[弁孔] について

[第2隙間] について

「裁判所判断」

被告製品群1～3は、本件技術的範囲に属する。したがって、被告が被告製品群1～3を製造、販売などする行為は、本件特許の間接侵害（101条1号）を構成する。

5. 争点2（被告製品群4～6の製造販売等に係る間接侵害の成否）

[均等侵害] について

「裁判所判断」

被告製品群4～6は、均等侵害として、本件発明の本件技術的範囲に属するとはいえない。したがって、被告が被告製品群4～6に係る原告の被告に対する製造などの差止請求、破棄請求および損害賠償請求は、いずれも理由がない。

6. 争点3（被告製品群7～8の製造販売等に係る間接侵害の成否）

[特許法101条2号の趣旨] について

「裁判所判断」

被告が、被告製品群7～8を製造、販売する行為は、本件特許の間接侵害（特許法101条第2号）を構成する。

7. 争点4（差止請求および破棄請求の成否）

「過剰差止」

8. 争点5（被告の過失の有無）

省略

9. 争点6（原告の損害額）

「特許法102条2項に基づく推定の覆滅」

10. 争点7（消滅時効の成否）

省略

11. コメント

- ・最近の判決の傾向？
- ・分割の活用（相手方製品の情報入手）
- ・回避策の準備
- ・二社寡占状態での特許戦略

以上